# 芦北町社会福祉協議会評議員及び役員の報酬等に関する規程

## 第1章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人芦北町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定 款第 10 条及び定款第 25 条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬及び費用弁償に関し 必要な事項を定めるものである。

## (役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

#### 第2章 評議員

## (評議員の報酬)

第3条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額5,000円を支給する。ただし、町の常勤職員として給与を受ける者は除く。

## (評議員の費用弁償)

第4条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表第1に基づき、旅費を支給する。

#### 第3章 役員

# (役員の報酬)

- 第5条 役員が、その職務のため、理事会及びその他研修等に出席したときは、報酬として日額5,000円を支給する。ただし、町の常勤職員として給与を受ける者は除く。
- 2 前項のほか、報酬については次の各号によるものとする。
  - (1) 会長 月額 240,000 円
  - (2) 副会長 なし

# (役員の費用弁償)

第6条 役員が、その職務のため、理事会及びその他研修等に出席したときは、別表第1 に基づき、旅費を支給する。

# (報酬等の支給方法)

- 第7条 評議員及び役員に対する報酬等の支給時期は毎月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、休日でない日まで繰り上げて、支給する。
- 2 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

# (公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬 等の支給の基準として公表するものとする。

#### (改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

# (補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、報酬及び費用弁償の支給方法については、本会

# 基本規程 1-3

職員の例による。

附則

この規程は、平成29年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。 附 即

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

旅 費		日 当 (1日に
		つき)
自動車等の使用距離 (片道)	支給額 (1日当たり)	
2 キロメートル以上 5 キロメートル未満	100円	1,100円
5 キロメートル以上 10 キロメートル未満	210 円	
10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	355 円	
15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	500円	
20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	645 円	
25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	790 円	
30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	935 円	
35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	1,080 円	
40 キロメートル以上	1,220 円	